

財務 VOL.24

納税資金も、「ご準備は計画的に・・・」

確定申告期間も終わり、無事、申告書の提出を済まされてホッとされている先生方も多いと思われそうですが、本当に大切なのは、実はその後の対応なのです。

以後は、確定申告に基づいて各種税金を支払わなければなりませんので、**納税資金の計画的な準備**が非常に重要となります。予想外の出費を強いられないように、“今年中に支払うべき税金”をしっかりと覚えておいて下さい。

今年中に支払うべき税金 ①所得税

所得税については、3月15日(振替納税の場合は4月22日)に昨年分を支払うことは当然として、「**予定納税**」の有無や金額についての報告は受けておられるでしょうか？税理士からこの案内を受けておられない方が意外に多いようです！？

予定納税制度に基づき、一定の要件に該当する場合には、**所得税の一部**(以下、「予定納税額」とします。)を**前払い**しなければなりません。

社会保険診療報酬から前もって差引かれている源泉所得税が還付となる申告内容の方は対象外ですが、源泉所得税以上に税金を納める必要がある程の利益を計上されている方や他に不動産所得がある方等は予定納税額が発生することも少なくありません。

なお、予定納税の概算額は、次の方法で計算することができます。一度、確定申告書をご覧になって下さい。

- ①…申告納税額(申告書の④に記載されている金額)が**15万円以上**であれば**予定納税額を支払う必要があります**。
(正確には、雑所得、一時所得等、臨時的な性格の所得を除いて再計算した税額に基づくため、あくまで目安)
- ②…予定納税額を支払う必要がある場合には、申告納税額の**約3分の1**を**7月中**と**11月中**にそれぞれお支払い頂くこととなります。正式な金額は、後日税務署から送付される通知書に記載されています。

今年中に支払うべき税金 ②住民税

予定納税額と同じく税額が大きいかかわらず、住民税についても、税理士から金額のご案内を受けておられない方が多いようです。先生方はいかがでしょうか？

また、先生ご自身の住民税だけでなく、奥様が専従者給与等の支払を受けておられる場合には、**奥様の住民税**についても合せてお支払い頂く必要がありますので、注意が必要です。

なお、住民税の概算額は、課税される所得金額(申告書の⑤に記載されている金額)の**10%**となります。(実際の計算に

おいては、住民税は配偶者控除・扶養控除等の金額が所得税と異なるため、あくまで目安)

住民税は、普通徴収の場合には**6月、8月、10月、翌年1月中**に、また特別徴収の場合には給与からの天引きにより**6月から翌年5月**までの間に毎月、お支払い頂くこととなります。正式な金額は、後日市町村から送付される通知書に記載されています。

税金カレンダーと資金管理

弊社におきましては、上記でご説明させて頂いた税額に、源泉所得税等も加えた形で、下記のような『税金カレンダー』なるものを毎年この時期には作成し、いつ、どれだけの税金が必要となるのかを事前にお伝えしております。

(単位:千円)

	所得税	住民税	住民税(奥様)	源泉所得税
平成23年	振替納税			
4月	1,500			
5月				
6月		第1期 700	100	
7月	予定納税 800			500

源泉所得税は、先生ご自身が負担するものではありませんが、**納付によって手許資金が減少**する税金であるという点を考慮すると、所得税や住民税と同様に納税計画において考慮すべきであるといえます。

特に、**納期の特例**(源泉所得税の納付を半年に一回とする制度)の適用を受けている場合には、一度に納付する金額が大きくなるため、注意が必要です。

なお、特例を適用できる場合であっても、**納税を計画的に行うために、あえて毎月納付**を選択することも十分検討に値します。毎月納付する手間こそかかりますが、顧問先からは**支出が平準化されてよかった**という声が多く聞かれますので、一度ご検討されてみてはいかがでしょうか。

最後に、“今年中に支払うべき税金”について十分な情報提供を受けていないという先生方がいらっしゃる場合、先にご紹介させていただいた概算額にもとづいて、**ご自身で一度、『税金カレンダー』を作成**されることをお勧め致します。

税金の支出を可視化することで、納税資金の準備や資金管理をスムーズに行えるようになるはずで。

■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」、「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい。また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。詳しくは、<http://www.amcp.biz> をご覧下さい！